



令和6年9月9日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和6年8月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者2者(2営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 坂尾、山田

電話：087-802-6774

## 一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和6年8月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和6年8月27日	一般乗用(タクシー)	鴨田タクシー株式会社 本社営業所	香川	・輸送施設の使用停止(60日車) ・文書警告	別添 ①
令和6年8月27日	一般乗用(タクシー)	市民交通株式会社 本社営業所	愛媛	・輸送施設の使用停止(20日車) ・文書警告	別添 ②

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和6年8月27日
事業者の氏名又は名称	鴨田タクシー株式会社(法人番号7470001010234)(代表者 鴨田嘉史)
事業者の住所	香川県三豊市高瀬町新名724番地1号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県三豊市高瀬町新名724番地1号
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第23条第3項、第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和6年5月17日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、12件の違反が確認された。</p> <p>(1)運行管理者の解任の届け出をしていなかったこと(道路運送法第23条第3項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(運輸規則第21条第1項)</p> <p>(4)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項)</p> <p>(5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(6)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(7)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(8)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(10)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(11)新たに雇い入れた運転者および高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(12)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数	6点
事業者累積違反点数	6点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和6年8月27日
事業者の氏名又は名称	市民交通株式会社(法人番号2500001002109)(代表者 和泉篤)
事業者の住所	愛媛県松山市空港通7丁目16-40
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市空港通7丁目16-40
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、道路運送法第94条第1項
違反行為の概要	<p>令和6年4月16日及び同年6月3日、苦情を端緒として監査を実施したところ、11件の違反が確認された。</p> <p>(1)苦情の処理記録が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)</p> <p>(2)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(3)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(6)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(7)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(8)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(運輸規則第45条)</p> <p>(9)事業用自動車の定期点検整備の記録の保存が確実になされていなかったこと(運輸規則第45条)</p> <p>(10)整備管理者の変更の届出をしていなかったこと(運輸規則第45条)</p> <p>(11)事業報告書及び輸送実績報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第94条第1項)</p>
当該違反点数	2点
事業者累積違反点数	2点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 【自動車運送事業者の行政処分等の公表について】

### 1. 自動車運送事業の適正化対策

国土交通省では、自動車運送事業における事故防止の徹底と運輸の適正化を図るとともに、利用者利便を確保するため、自動車運送事業者に対して監査を実施しています。

監査の結果、法令に違反する事実が確認された場合には、厳正な行政処分等を行うとともに、その改善について指導する等の措置を講じています。

行政処分の種類には、自動車等の輸送施設の使用停止処分、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令（タクシーのみ）、許可の取消し処分があります。

また、行政処分にはいたらないものとして、口頭注意、勧告、警告があり、行政処分とこれらをあわせて「行政処分等」といいます。

### 2. 自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度

国土交通省では、自動車運送事業者の適正化を図るため、自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度を導入しています。

たとえば、バスやタクシーといった旅客自動車運送事業者が、道路運送法等の法令違反を犯した場合、法令の規定により自動車の使用停止が命じられます。その使用停止の日車数10日車までごとに違反点数1点を付加し、処分日前3年間の累積違反点数が50点を超えることとなるときは、当該違反行為を行った営業所の事業停止処分を、80点を超えることとなるとき又はその他の悪質な法令違反があったときは、事業許可の取消し処分を行っています。

### 3. 自動車運送事業者の行政処分等の公表

四国運輸局では、利用者による事業者の選択を可能にすることにより利用者利便を確保するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保を図るため、四国運輸局管内における自動車運送事業者に対する行政処分等の情報を、原則として行政処分等を行った日から5年間ホームページで公表しています。